令和６年度国民健康保険税（国保税）について

国民健康保険（以下「国保」といいます。）は安心して医療が受けられるよう、市が保険者となって加入者が負担する国保税と国・県からの補助金等により運営しています。国では平成 30 年度から国保制度改革を進めており、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険給付に必要な費用を負担する代わりに、市は県に納付金を納め、納付金の納付に必要な額を国保税として加入者から徴収しています。

県では持続可能な国保運営に向け、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税（料）となるよう、令和９年度（移行期間：令和 11 年度まで）の保険料水準の統一を目指しています。

本市では将来に亘って健全な運営を続けるために、税率を改定しましたので御理解をお願いします。

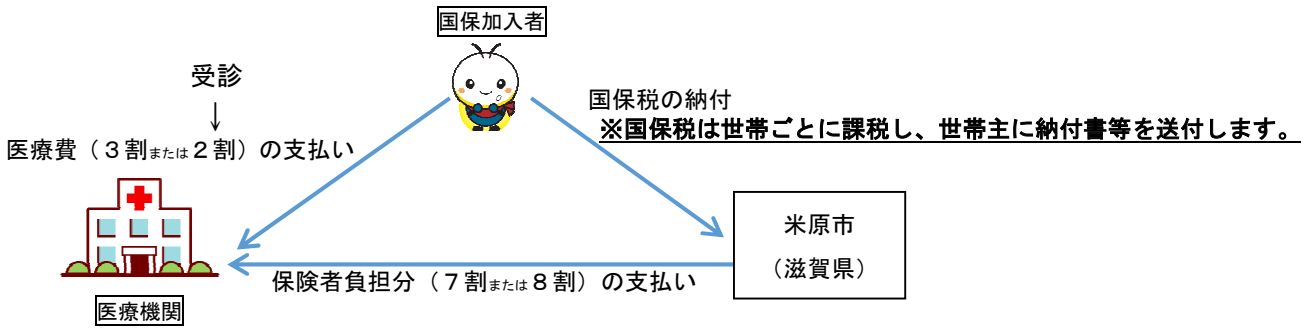

● 令和６年度　国保税税率表（[　]：令和５年度税率）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分（※1）
所得割 基準総所得金額（※2）×税率	6.04%［5.78%］	2.67%［2.48%］	2.3%［2.29%］
均等割（1 人あたり）（※3）	25,600 円［24,300 円］	11,000 円［10,100 円］	11,800 円［11,800 円］
平等割（1 世帯あたり）	17,700 円［16,500 円］	7,600 円［7,000 円］	5,800 円［5,900 円］
課税限度額	65 万円［65 万円］	24 万円［22 万円］	17 万円［17 万円］

※１　介護納付金分は 40 歳以上 65 歳未満の方のみ加算されます。
※２　基準総所得金額…前年中の所得から地方税法第 314 条の２第２項に規定する額を引いた金額（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 43 万円）。
※３　被保険者が未就学児の場合、均等割の５割が軽減されます。
（※詳細は市公式ウェブサイトを確認いただくか、市民保険課にお問い合わせください。）

【納付方法】口座振替、納付書（スマホアプリを用いたキャッシュレス決済も可能）、公的年金からの天引き（一定条件を満たした場合）があります。市では便利で確実な口座振替をおすすめしています。
※国保税を滞納すると、被保険者証（保険証）の発行や保険給付が受けられない場合があります。また、納期限から一定期間を過ぎても納付が無い場合は、督促手数料や延滞金が発生します。

● 国保税は 75 歳誕生月の前月分まで課税されます

75 歳の誕生日以降は国保から後期高齢者医療制度に移行されます。国保税は誕生月の前月分までで計算され、誕生月分からは後期高齢者医療保険料を納めていただきます。年税額は予め 75 歳到達による国保離脱を加味して計算します。

● 転入された方の国保税は、後日変更されることがあります

国保税額は前年中の所得をもとに計算しますが、令和６年１月２日以降に転入された方の所得は以前お住まいの市町村に照会することになります。算定時点までに所得確認ができない場合は、軽減判定を行わずに所得割以外（均等割、平等割）で税額を計算して課税し、翌月以降に税額を更正しますので御了承ください。

● 年度途中での国保の加入・脱退について

国保税は４月（または加入月）から翌年３月まで加入されると仮定して税額を計算します（途中で脱退した場合は、脱退した月の前月分までの国保税が月割で課税されます。）。

再計算は届出月の翌月に行うため、変更後の税額が通知されるまでは当初の納付書で納付してください。

国保税が過納となった場合は納め過ぎた分をお返しするため、還付請求書をお送りします。

●　軽減について

世帯主と、その世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者の合計所得金額が一定の基準額以下であれば、均等割・平等割が減額されます。

基準額（前年中の所得が下記の金額以下の世帯）	軽減率
43 万円＋10 万円 ×（給与所得者等の数－１）	７割
43 万円＋29.5 万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数＋10 万円×（給与所得者等の数－１）	５割
43 万円＋54.5 万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数＋10 万円×（給与所得者等の数－１）	２割

※ 給与所得者等とは、一定の給与と公的年金等の支給を受ける方のことです。
※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した方で、引き続き同一の世帯に属する方のことです。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。
※ 軽減判定に用いる所得は、所得割の算定に用いる基準総所得金額とは異なります。
※ 所得が市で把握できない場合（所得がない場合や非課税所得のみの場合など）は軽減が適用されませんので、所得の申告をしていただく必要があります。
※ 被保険者が未就学児の場合、軽減後の均等割の５割がさらに軽減されます（例えば、７割軽減世帯の未就学児の場合、残りの３割の半分が軽減され、8.5 割軽減となります。）。

⇒ この他の軽減・減免制度は、市公式ウェブサイトをご確認いただくか市民保険課にお尋ねください。

例：会社都合などの理由で退職された場合、産前産後の場合、家族が後期高齢者医療制度に加入することにより社会保険の扶養が外れた場合、災害等により国保税の納付が困難になった場合、刑務所等に収容された場合等（※一定の要件があります）

●　国民健康保険税の状況と今後の見通し

近年、高齢化等に伴い、国保の被保険者数は減少していますが、一人当たりの保険給付額は増加しています。

本市の令和５年度の保険税率は、県の剰余金や本市基金の活用により税額を抑制しており、県内でも低い水準にあり、県が示した令和６年度の標準保険料率に比べ大幅に低い状況です。

本市では市の国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、将来の保険料水準の統一を見据え、できる限り保険税の激変が生じないよう、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げることとし、令和６年度においては令和５年度の一人当たり保険税額の 6.5%増に抑制することとして税率を改定しました。

※ 標準保険料率とは、県が国からの補助金等の公費を控除する等して市町ごとに納付金を算定し、配分された納付金を支払うために必要な保険料率のことです。市町は標準保険料率を参考に保険税（料）率を決定しています。

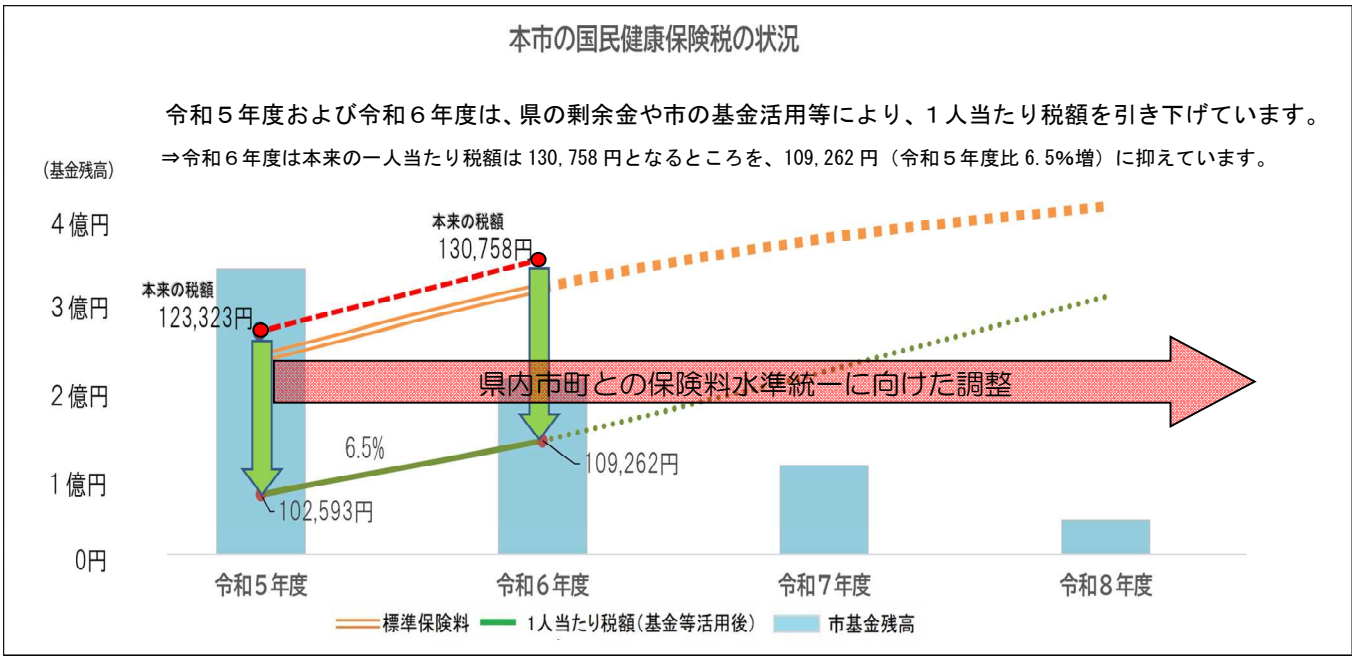

※この資料は将来的な県内市町との保険料水準統一に向けたシミュレーションであり、保険料水準の統一時期、令和７年度以降の税率は今後、県および県内市町との協議等を踏まえて検討します。

☎　米原市役所（本庁舎）市民部　市民保険課　TEL:0749-53-5114 FAX:0749-53-5118